東京労働局長 辻田 博 殿

目黒区鷹番 3-1-1-302 目黒地区労働組合協議会 議長 井上晴雄

地域別最低賃金 再改正の要請

東京都最低賃金は、2022年10月1日に改正され、1072円となりました。

しかし、この改正は最低賃金近傍の労働者とって、最も影響のある基礎的支 出項目の物価上昇率にも満たない不十分なものでした。最低賃金法第12条には 「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域にお ける労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要 があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしな ければならない」とあります。ついては、2022 年8月乃至 10 月の物価上昇率 を勘案し、年内に最低賃金法第12条に基づき、東京地方最低賃金審議会に地 域別最低賃金の再改正を諮問するよう要請します。

2022 年 10 月 1 日改正のベースを決めた、中央最低賃金審議会の目安答申、 特に公益委員の見解について検討します。

公益委員見解の要旨は以下の通りです。

- (ア) 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が 2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。
- (イ) 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案し、3%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。
- (ウ) 通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況がコロナ 禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難し い企業も少なくないことに留意する必要がある。
- (エ) 各ランクの引き上げ額の目安については、前記ア、イ、ウを総合的に 勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として 検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から少なくとも 地域別大低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮 し、A・BランクとC・Dランクの差を1円とすることが適当である。

中央最低賃金審議会の公益委員見解は、上記のように①今年度の賃上げは物 価上昇率を反映していない、②最低賃金近傍の労働者にとって、物価上昇率は 「基礎的支出項目」が最も重要な値ではあるとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率を採用し、結論として A (東京含む)・Bランク 31 円、C・Dランク 30 円を引き上げの目安としています。

一方、公益委員見解の中では、地方最低賃金審議会に対する期待として「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」としています。現状は、まさに消費者物価等の状況認識に大きな変化が生じています。

2022 年 11 月の東京都区部消費者物価総合指数中旬速報値(11/25 総務省)では、前年同月比で 3.6%と更なる上昇率となっております。食料は 6.7%、ガス代は 32.5%、電気代は 26.0%もの上昇となっています。持家の帰属家賃を除く総合は 4.7%です。中央最低賃金審議会公益委員見解は、当時 3.0%程度であった持家の帰属家賃を除く総合を上回るものでなければならないとして 31 円(3.3%)の引上げにし、その結果東京地方最低賃金審議会も 31 円(3.0%)の引上げを答申したことで、現行の 1072 円となりましたが、物価は、消費税の影響を除くと 1982 年6月以来、まさに 40 年 7 ヶ月ぶりの上昇幅となっており、物価高騰対策としての賃上げが求められています。

フランスでは、毎年1月の最低賃金の改定と別に物価スライド制が導入されており、最低賃金改定時から物価が2%上がると、最低賃金は自動改定される仕組みになっています。これにより2021年10月には物価スライドにより最低賃金は2.6%引き上げられました。さらに、2022年1月の定例の改定では0.9%引き上げ、2022年5月には再び物価スライドで2.2%引き上げられています。

ドイツは、最低賃金を 2021 年7月に 1.1%引き上げ、2022 年 1月には 2.3% 引き上げ、2022 年7月には 6.4%引き上げています。さらにEUの推奨値である賃金中央値の 60%の最低賃金を達成するため、2022 年 10 月には 14.6%引き上げ 12 ユーロとすることが閣議決定されています。

最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。異例のことではありますが、いまこそ、最低賃金法第12条に基づき再改定に向けて、東京都労働局長が東京地方最低賃金審議会への諮問を行うべき時だと訴えます。諮問を行う権限は東京都労働局長にしかありません。手遅れにならないよう、直ちに諮問の決断をすべきです。物価高騰という緊急事態の中で、最低賃金改定制度を柔軟に運営していくことが求められています。最低賃金法第12条に基づき、東京地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改正を諮問するよう要請します。

以上